

# 愛知芸術文化センターの建物管理及び芸術劇場の運営 (愛知県芸術劇場等運営等事業) 実施方針の概要

## I. 事業内容に関する事項

### (1) 事業期間 (予定)

実施契約に定める運営事業開始準備業務の開始日に始まり、2042年3月に満了する。

運営権の存続期間は、運営権の設定を受けた日(運営事業開始準備業務が終了する翌日)から事業期間の終了日までとする。

### (2) 事業方式

県が、事業者に対して、PFI法に基づく公共施設等運営権(コンセッション)方式により、愛知芸術文化センターの運営権を設定する。

事業者の使用許可権限を付与するため、公の施設の指定管理者制度(地方自治法第244条の2第3項)を併用する。

なお、芸術劇場の運営業務のうち、公益財団法人愛知県文化振興事業団(以下「文化振興事業団」という。)が従来より実施している創造発信・鑑賞事業の主権に関する業務、普及啓発事業及び人材養成事業の主権に関する業務は、文化振興事業団がその業務の一部を引き続き実施するものとし、事業者は、その業務を文化振興事業団に委託するものとする。

また、事業者は、芸術劇場の舞台機構の運用・管理、利用者に対する舞台技術面における支援などを行う業務等については、その全部又は一部を文化振興事業団の職員に従事させることとする。

詳細については、募集要項等の公表時において示す。

### (3) 運営権設定対象施設及び事業場所

施設：愛知芸術文化センター

(愛知県美術館、アトライブラリー(地下1階)、地下3・4階駐車場を除く。)

場所：名古屋市東区東桜一丁目13番2号

### (4) 利用料金等の設定および收受

事業者の提案に基づき、条例に従って県との協議の上で事業者が設定し、自らの収入として徴収することを想定している。

ネーミングライツによる収入及び運営権設定対象施設の一部についてテナント等の第三者へ転貸することによる収入を得ることを想定している。

## (5) 費用負担

### ① 運営に係る費用負担

本施設の維持管理及び運営については、事業者による利用料金収入等による事業運営を基本とするが、特定事業に係る費用のうち、実施契約に定められた範囲内の費用を県が負担し、それ以外を事業者が負担することを想定している。

なお、県が定める負担総額の上限額は約 226 億円を想定している。

### ② 大規模修繕に係る費用負担

県が必要と認め予算措置がなされたものから順次実施し、工事期間中も事業者による本事業に係る業務を継続できるよう対処する方針である。

## (6) 事業の範囲

### ① 特定事業

- (a) 統括管理業務
- (b) 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務
- (c) 愛知県芸術劇場の運営業務
- (d) 愛知芸術文化センター全体の活性化に関する業務
- (e) 運営事業開始準備業務

### ② 任意事業

## (7) 配慮すべき事項

### ① 既存運営団体等との連携

特定事業及び任意事業の実施にあたっては、県、愛知県美術館等が行う芸術文化事業について、連携が求められる。

また、愛知県芸術劇場の運営にあたっては、(2)に示す文化振興事業団が行う業務との連携が求められる。

なお、県国際芸術祭推進室及び文化振興事業団については、愛知芸術文化センター内に、引き続き事務室を設置する。

### ② 貸館等の実施における利用調整

事業者は、貸館等の実施において、本施設の劇場としてのブランドイメージやプレゼンスの向上に繋がる公演の実施や誘致を図ることができるよう、ホール等の利用調整に関する方法を提案すること。

### ③ ネーミングライツ

「愛知県ネーミングライツ導入ガイドライン」に定める「4 ネーミングライツパートナー」に定める規定を遵守しなければならない。

## (8) 運営権対価

運営に係る費用について応募者が全額負担することを提案する場合のみ、運営権対価を提案することができる。

## (9) 事業者による運営の結果生じる利益の帰属

県と事業者で合意する各年度の支出予定額に対して、事業者の創意工夫によって生じる経費節減による収益については、原則としてその全額を事業者に帰属させる。

各年度の実績収入が県と事業者で合意する各年度の計画収入を上回る場合は、差異が15%の範囲内であれば事業者に帰属、それを超える部分については県に帰属させる。ただし、事業者の収支が黒字の場合に限る。

また、計画収入を下回る場合についても、差異が15%の範囲内であれば事業者の負担、それを超える部分については県が負担するものとする。ただし、事業者の収支が赤字の場合に限る。

## II. 事業者の募集及び選定に関する事項

### (1) 募集及び選定方法

事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮したうえで、公募型プロポーザル方式を採用する。

事業者の提案は、県が設置する学識経験者等で構成する委員会において審査し、その結果を基に優先交渉権者を選定する。

### (2) スケジュール

年月（予定）	内容
2025年1月下旬以降	・ 特定事業の選定
2025年1月下旬以降	・ 募集要項等の公表
2025年7月頃	・ 提案書類の提出
2025年9月頃	・ 優先交渉権者の選定・公表
2026年2月頃	・ 実施契約の締結

### (3) 応募者の主な要件

#### ① 応募者の構成

応募者は、本事業の実施に足る資金及び経営マネジメント体制を備えた単独の応募企業又は応募グループとする。

応募グループにより応募する場合は、構成企業の中から代表企業を定め、必ず代表企業が応募手続きを行うものとする。

## ② 応募者の個別要件

### (a) 愛知芸術文化センター全体の維持管理業務の担当企業

応募企業、応募グループの構成企業及び協力企業は、2015年4月1日から参加資格確認基準日までの間に、劇場若しくはホール施設の維持管理業務の実績を有すること。

なお、複数の者で実施する場合は、1者以上が該当すること。

### (b) 愛知県芸術劇場の運營業務の担当企業

応募企業及び応募グループの構成企業は、2015年4月1日から参加資格確認基準日までの間に、劇場若しくはホール施設の運營業務の実績を有すること。

なお、複数の者で実施する場合は、1者以上が該当すること。

## Ⅲ. 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### (1) リスク分担の基本的な考え方

本事業における業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。

ただし、県が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、県が責任を負うものとする。

### (2) ガバナンス

事業者及び県のセルフ・モニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎として、内部統制及び外部統制により確保する。

また、内部統制・外部統制の中間的な機能として、官民当事者の間に立ち両者間の諸調整を行うファシリテーションの機能を導入し、ファシリテーターを介した諸調整により、本事業のガバナンス機能を維持・強化する。

## Ⅳ. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### (1) 対象施設

竣工年	1992年（平成4年）
主要用途	劇場、美術館、文化情報センター、駐車場
建築面積	12,113.261 m <sup>2</sup>
延べ面積	109,062.073 m <sup>2</sup>
容積対象床面積	109,062.073 m <sup>2</sup>
建物最高高さ	58.000m
階数	地下5階 地上12階 塔屋1階
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
駐車台数	512台

## (2) 敷地条件

所在地	名古屋市東区東桜一丁目 13 番 2 号
敷地面積	18,173.11 m <sup>2</sup>
地域地区	用途地域：商業地域 防火指定：防火地域 高度地区：指定なし
その他指定区域	緑化地域、駐車場整備地区、都市計画公園
容積率	800%
建蔽率	80%
道路	南側（錦通） 幅員 37.000m 西側（武平町通）幅員 15.000m 北側（袋町通） 幅員 20.000m
避難場所	伏見・栄地区都市再生安全確保計画において位置付ける一時退避場所及び退避施設
その他	権利関係（名古屋市）

## (3) その他

本事業用地は、名古屋市が所有する事業用地であり、「久屋大通公園」の開園区域内である。県は、愛知芸術文化センターの設置について名古屋市から都市公園法第5条に基づく公園施設設置許可を受けているため、本事業期間中も、県はこれを維持するものとする。